第10回協議会 資料3-4

令和6年2月26日 作成

鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

## ■神流川流域 流域タイムライン

●:情報の受け手 前橋地方気象台 鉄道事業者 高崎河川国道事務所 下久保ダム管理所 群馬県·埼玉県 高崎市 藤岡市 伊勢崎市 神川町 上里町 深谷市 本庄市 住民等 水位 熊谷地方気象台 ・3日後に台風が 3日前 台風に関する群馬県、埼玉県気象 神流川流域に影響する恐れ 準備 情報発表 (台風進路予想等) ・3日後に大雨が予想され 神流川流域に影響する恐れ 早期注意情報発表 (警報級の可能性が中・高) Webツールによる危機感の共有会議 群馬県、埼玉県気象情報発表(随 時) 事前放流に関する通知 (群馬県河川課、藤岡土木、 (玉村町) 伊勢崎土木、埼玉県河川砂 防課·河川環境課、本庄県 1日前 ・1日後に台風が 台風に関する群馬県、埼玉県気象 神流川流域に影響する恐れ 準備 情報発表(台風進路予想等) 計画運休に関する広 ・1日後に大雨が予想され 神流川流域に影響する恐れ 早期注意情報発表 (警報級の可能性が中・高) 群馬県、埼玉県気象情報発表(随 第1段階のWebを活用したホットライン【事前】の開催判断 ※前橋・熊谷地方気象台と調整 ・鳥川・神流川流域に台風の影響が及ぶ見込みの場合 (「前橋地方気象台・熊谷地方気象台:台風情報説明会」の内容を踏まえて判断) 第1段階のWebを活用したホットライン 【事前】の開催通知メールの送付 (群馬県河川課·危機管理 課、高崎土木、藤岡土木、伊 勢崎土木、埼玉県河川砂防 課・災害対策課、本庄県土) Webツールによる危機感の共有会議(第1段階:事前) 大雨注意報・洪水注意報発表 情報連絡室の設置 強風注意報発表 (埼玉県) 第一次防災体制 大雨警報·洪水警報発表 災害対警戒本部 災害対策(警戒) 警戒体制 待機体制 (警戒体制 本部の設置 暴風警報発表 体制準備 の設置 、 第1配備) 樋管・樋門等の操作 担当者への注意喚 洪水警戒体制発令 放流開始の通知 (ゲート放流の開始1時 (群馬県河川課、藤岡土木、 (玉村町) 間前) 伊勢崎土木、埼玉県河川砂 防課·河川環境課、本庄県

±)

第10回協議会 資料3-4 令和6年2月26日 作成

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

## ■神流川流域 流域タイムライン

●:情報の受け手

河川		前橋地方気象台											鉄道事業者	
水位	状況	熊谷地方気象台	高崎河川国道事務所	下久保ダム管理所	群馬県・埼玉県	高崎市	藤岡市	伊勢崎市	神川町	上里町	深谷市	本庄市	び (JR東日本)	住民等
水防団 待機水位	·水防団待機水位超過 ■神流川		注意体制											
1寸(茂/八1立	·若泉水位観測所:2.0m		水防警報(待機)発表						神流川水害予防組合 (神川町・上里町)					
		群馬県、埼玉県気象情報発表(随	小奶雪報(付機)先衣		(水防計画に基づき対応)	<b>.</b>	•							
		時)												
						防災体制(初動)	第一次防災体制	災害警戒本部体制	警戒体制第一配備		準備体制 (1号配備)	初期活動体制 (1号配備)		
											(= 5.05,007)			
			水防警報(準備)発表		•	<b> </b>	1		<del>                                     </del>					
		Machine and the Time and the	- () FIM Line (((chine) = 0.0 Million)		(水防計画に基づき対応)	•	•		● 神流川水害予防組合					
			ライン【増水時・災害時】の開催判断 也方気象台と調整						(神川町・上里町)					
		・氾濫注意水位を超過していない状況におい 位を超えさらに水位上昇する結果であり避難	て、水位予測(3時間先)が、氾濫注意水											
			に到達後、60分間程度の間、避難判断水位に											
		1	10 EE C 73 M											
		•	【第2段階】Webを活用したホットラインの開催通知メールの送付		<b>+</b>	<b>↓</b>	+	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	<b> </b>	
			の開催通知メールの送刊	•	● (群馬県河川課·危機管理	•	•	•	•	•	•	•	•	
					課、高崎土木、藤岡土木、伊 勢崎土木、埼玉県河川砂防									
					課・災害対策課、本庄県土)									
					We	<u> </u>     bツールによる危機感の共	<u>┃</u> 有会議(第2段階:増水	 時・災害時)						
					-									
		土砂災害警戒情報発表 記録的短時間大雨情報												
		(どの河川の状況でも発表されること があります)												
		※土砂災害警戒情報が発表中に記				樋管・樋門等の操作 担当者への注意喚								
		録的短時間大雨情報が発表された 場合に、県や市町にホットラインを行				起								
		う。		放流量増加による急激 な河川水位上昇の通知							_	_	_	
		•	•	(放流開始1時間前)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>+</u>
				防災操作〔洪水調節〕の	(群馬県河川課、藤岡土木、 伊勢崎土木、埼玉県河川砂									(玉村町)
				情報(洪水量 毎秒 500m3に到達)	防課·河川環境課、本庄県 土)									

第10回協議会 資料3-4 令和6年2月26日 作成

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

## ■神流川流域 流域タイムライン

●:情報の受け手

河川 水位	状況	前橋地方気象台熊谷地方気象台	高崎河川国道事務所	下久保ダム管理所	群馬県·埼玉県	高崎市	藤岡市	伊勢崎市	神川町	上里町	深谷市	本庄市	鉄道事業者 (JR東日本)	住民等
氾濫注意水位	・氾濫注意水位超過 ■ 神流川 ・若泉水位観測所:3.0m		警戒体制 氾濫注意水位を超過した場合											
		<b>→</b> 洪水予報(氾□	監注意情報)発表 水防警報(出動)発表		→ ● (水防計画に基づき対応)	•	•	•	•	•	•	•	計画運体の開始 台風の影響を受ける時間帯から実施	
		群馬県、埼玉県気象情報発表(随			(水防計画に基づき対応)	•	•		↓ 神流川水害予防組合 _ (神川町・上里町)				L	
		時)				防災体制(警戒)	第二次防災体制	災害対策本部体制	警戒体制第二配備	第二次防災体制 (警戒体制 第2配備)	準備体制 (2号配備)	初期活動体制 (2号配備)		
			水防警報(警戒)発表 越水・漏水・侵食等により災害の恐れがある 場合		→ ● (水防計画に基づき対応)	•	•		◆ ● 神流川水害予防組合					
		<b>.</b>	ļ	防災操作(洪水調節)開 始の情報(放流量 毎秒	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	(神川町・上里町)	+	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	
		•	•	800m3に到達) 緊急〔重要情報 緊急 放流 ○時間前〕	● (群馬県河川課、藤岡土木、 伊勢崎土木、埼玉県河川砂 防課・河川環境課、本庄県 土)	•	•	•	•	•	•	•	•	● (玉村町)
		土砂災害警戒情報発表 記録的短時間大雨情報 (どの河川の状況でも発表されること があります)	ホットライン (避難判断水位超過の恐れ) 第2:幹部間 第1:首長-所長間	±=====================================		•	•	•	•	•	•	•		
		※土砂災書警戒情報が発表中に記録的短時間大雨情報が発表された場合に、県や市町にホットラインを行う。	避難判断水位超過の恐れと今後の河川状況を助言	ホットライン 緊急放流の可能性がある 場合(○H前連絡)		•	•		•	•				● (玉村町)
		•	•	緊急【重要通知 緊急 放流 3時間前、1時間 前、開始時】	◆ (群馬県河川踝、藤岡土木、 伊勢崎土木、埼玉県河川砂 防課・河川環境課、本庄県 土)	•	•	•	•	•	•	•	•	● (玉村町)
				ホットライン 緊急放流実施の場合 (3h前、1h前、開始時連 絡)		•	•		•	•				(玉村町)

鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

## ■神流川流域 流域タイムライン

※本タイムラインの内容やタイミングは、実際の気象・水象の状況により異なる可能性があります。

●:情報の受け手

	*//IU/ • I //IU*~X	かいスプーム・				1		1		,				X 9 X 0 3
河川 水位	状況	前橋地方気象台 熊谷地方気象台	高崎河川国道事務所	下久保ダム管理所	群馬県·埼玉県	高崎市	藤岡市	伊勢崎市	神川町	上里町	深谷市	本庄市	鉄道事業者 (JR東日本)	住民等
避難判断	・避難判断水位超過	洪水予報(氾	濫警戒情報)発表		••	<b>1</b>	Ţ	1	Ţ	1	<b>+</b>			
水位	■神流川 ·若泉水位観測所:6.7m				(水防計画に基づき対応)	•	•	ė	•	•	•	ė		
			リエゾンの派遣											
										第三次防災体制	警戒体制	初期活動体制		
			市町からの要請等に応じて派遣			防災体制(警戒)	第三次防災体制	災害対策本部体制	非常体制	(非常体制 第1配備)	(3号配備)	(2号配備)		
		群馬県、埼玉県気象情報発表(随 時)					<b>《学校</b>		5地区 【警戒レベル3】	高齢者等避難発令 こ高齢者等避難を発令する場	>+/-t= z			→高齢者等が避難開始
		,				<sup> </sup>	火害先	主の恐れが高いなど、状況に	よう(氾濫厄陝水位到達削)	こ 同即自守班邦で光で9つ場	ສຸກ ຫລ	]i		
			ホットライン			1	1	I I	1		1	1		
			(氾濫危険水位超過の恐れ) 第2:幹部間			•	ě	ě	ě		ě	ě		
		土砂災害警戒情報発表	第1:首長-所長間											
		記録的短時間大雨情報	氾濫危険水位超過の恐れと今後の河川状 況を助言											
		(どの河川の状況でも発表されること があります)	<u> </u>											
		※土砂災害警戒情報が発表中に記録的短時間大雨情報が発表された	ホットライン (氾濫の可能性のある水位超過の恐れ)			<b> </b>	<b>+</b>	<b>+</b>	+	<del>                                     </del>	+	<b>+</b>		
		場合に、県や市町にホットラインを行っ	第2:幹部間 第1:首長-所長間			•	•	•	•	•	•	•		
		) <sub>0</sub>	第1:自長-が長间 氾濫の可能性のある水位超過の恐れと今後											
			の河川状況を助言											
氾濫危険 水位	・氾濫危険水位超過 ■ 神流川		非常体制											
3712	·若泉水位観測所:7.0m		氾濫危険水位を超過した場合											
	<b> </b> Ц	洪水予報(氾	II 濫危険情報)発表		••									
		氾濫危険水位超過また	こは超過のおそれがある場合		(水防計画に基づき対応)			i	<b>.</b>	∥ •	•	<b>.</b>		
			緊急速報メール		Ļ	<u> </u>	ţ	Ų.	Į.	<u> </u>	<b>+</b>	ţ	ţ.	1
					•	•	•	•	•	∥ • ∣	•	•	•	•
		群馬県、埼玉県気象情報発表(随				防災体制(非常)	第四次防災体制	災害対策本部体制	非常体制	第四次防災体制	非常体制	非常体制		
		時)					<b>第四次防炎体制</b>	<b>火告</b> 对束本部体制	开市14中	(非常体制 第2配備)	(4号配備)	(1号配備)		
								マンが相守さ	1.2.世区 「警戒」が11.4	1、映雑七二巻会				
					浸水が想定される地区 【警戒レベル4】避難指示発令 災害発生の恐れが高いなど、状況によって氾濫危険水位到達前に避難指示を発令する場合がある								→住民が避難開始	
						<u> </u>						]		
		土砂災害警戒情報発表 記録的短時間大雨情報												
		(どの河川の状況でも発表されること												
		があります) ※土砂災害警戒情報が発表中に記												
		録的短時間大雨情報が発表された 場合に、県や市町にホットラインを行	•			#			災害対策機械の派遣要	青				
		う。	災害対策機械の派遣											
订账器件	・氾濫発生	SALLIA TOP de PLANTA	(S) 28 升。(本元 ) 28 主											
心流光王	心压死工	洪水予報(氾	濫発生情報)発表 	<u> </u>	◆ ● (水防計画に基づき対応)	<u> </u>	<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	<del> </del>	<b>+</b>			
			緊急速報メール						1		I			
					š	•	Š	ě	•	•	•	Š	•	•
		大雨特別警報発表												
		暴風特別警報発表 (氾濫発生前でも発表される)										非常体制 (2号配備)		
		群馬県、埼玉県気象情報発表(随												
		時)	ホットライン (氾濫発生の伝達)				<b>+</b>	<b>+</b>	<b>+</b>		+	<b>—</b>		
			第2:幹部間			•	•	•	ė	•	•	•		
		※特別警報の発表前や解除した場合	第1:首長-所長間 場防決壊の発生の伝達と今後の河川状況											
	※付から重報の先表前に保持はいた場合 に、県や市町に木ットラインを行う。										<u>'</u>		→ 緊急安全確保措置	
							氾濫が発生した場合に住民に対して命を守る行動を促す							